

【事 務 連 絡】抜粋

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 47 条第 3 項の規定による充填量及び回収量等の報告に係る留意事項について

経済産業省及び環境省において、令和 5 年度に報告された各値を集計したところ、これらの「引き渡した量」と「引き取った量」の各集計値の間に大きな乖離があった。

第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者及び省令 49 条業者の中には、これらの許可又は認定を複数持つ者が存在する。そのため、第一種フロン類充填回収業者からこのような者にフロン類の引渡し（引取り）が行われる際、法令上のいずれの位置付けの者として引き渡したか（引き取ったか）について、双方の認識に齟齬があったこと等が乖離の原因として考えられる。

（例） 第一種フロン類充填回収業者 A が、フロン類破壊業者許可と省令 49 条業者認定の両方を持つ者 B にフロン類を引き渡した際、A は「フロン類破壊業者」に引き渡したとして記録・報告したが、B は「省令 49 条業者」として引き取った者として記録・報告した場合など。

以上を踏まえ、第一種フロン類充填回収業者は、第一種フロン類充填回収業者の充填量・回収量報告に当たって、第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者又は省令 49 条業者の複数の許可又は認定を持つ者にフロン類を引き渡した実績がある場合、法のどの位置付けの者に引き渡したのか、引き取った者と認識に齟齬がないよう、十分確認した上で報告書に記載いただきたい。